

# 安全衛生管理推進計画の策定にあたって

令和3年度版

山形労働基準監督署

## なぜ、推進計画を策定するのか

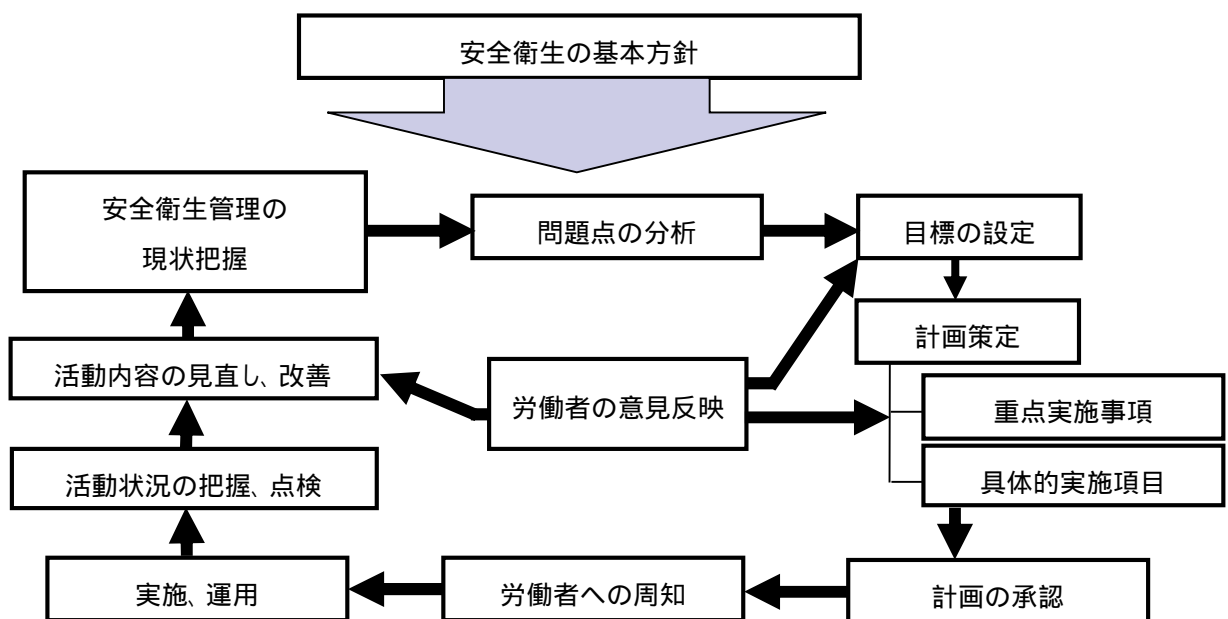
各事業場の安全衛生管理の現状を正確に把握し、職場に潜在する危険有害要因といった安全衛生管理上の問題点を的確に捉え、改善に向けての目標、実施事項を定めることにより、計画的、体系的に改善、向上を図っていくことが目的です。

単なる思いつきや、発生した災害の再発防止対策のみを重点とした対策では、その場の安全は確保されませんが、継続的な職場全体の安全確保には結び付きにくく効果が期待できません。

安全衛生活動の計画策定による効果、利点

- ・ 経営トップが企業としての安全衛生基本方針を表明にすることにより、経営トップの安全衛生に対する姿勢、経営活動における安全衛生の位置づけを明確にすることができる。
- ・ 経営トップの方針に基づく計画的、体系的な安全衛生活動により、生産ライン（現場）と経営トップ、安全衛生スタッフの相互協力の下、効果的な結果が期待できる。
- ・ 計画の策定段階で、職場全体の安全衛生管理水準の現状が把握でき、問題点を明確にすることができる。
- ・ 労働災害等が発生する前に危険有害要因を排除することから、損害を被ることなく先取りの安全衛生対策を講じることができる。
- ・ 職場の隅々まで（労働者1人1人）に安全衛生に対する姿勢を浸透させ、安全衛生意識の高揚を図ることができる。

## 推進計画策定の手順について



P D C A サイクルで継続的な改善、安全衛生水準の向上をめざす

## 1 安全衛生の基本方針

安全衛生水準の向上を図るために、事業場としての安全衛生に関する基本的な考え方として「基本方針」を示す。

一部の担当者（スタッフ）だけが安全衛生活動を行うのではなく、全社を挙げて取り組むという姿勢を表明する

経営活動のなかでの安全衛生の位置づけ、安全衛生活動の具体的な方向性を示す

具体的で簡潔な表現（箇条書きなど）、分かりやすい言葉の方が効果的である

☞ 経営トップが表明する基本方針は、全労働者に大きな影響を与える大変重要なものである。

## 2 安全衛生管理の現状把握

過年度の安全衛生活動実績を点検するとともに、過年度に掲げた目標に対する達成度を評価する。

また、計画策定に必要な基礎データを収集し、事業場における安全衛生管理の現状を把握する。

☞ 収集する主な基礎データとして、

- |                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| a. 前年度の年間計画及び活動記録   | f. 健康診断の実施結果と評価に関する記録 |
| b. 過年度に発生した労働災害の記録  | g. 安全衛生委員会の議事録        |
| c. リスクアセスメントによる情報収集 | h. ヒヤリ・ハット事例報告        |
| d. 安全衛生パトロールの結果     | i. 関係法令               |
| e. 作業環境測定結果         | j. その他（労働者からの意見聴取、など） |

## 3 問題点の分析

把握した安全衛生管理の現状から、問題点、現状課題を分析する。分析に際しては、「どのような問題がなぜ存在するのか？」といった根本的な原因、理由を追究する必要がある。

安全衛生管理体制は充実しているか？

前年度の目標、計画に対する達成状況はどうか？

安全衛生活動を実施してみて不都合はなかったか？

作業環境、機械設備、作業方法等に不具合はないか？

労働者の安全衛生活動の取組状況は？

## 4 安全衛生目標の設定

安全衛生の基本方針に基づいて、一定期間内に達成すべき到達点を「安全衛生の目標」として掲げる。

目標の設定にあたっては、

安全衛生の基本方針に基づいていること

特定された問題点を改善するために必要な実施事項を踏まえること

過年度における安全衛生活動状況、目標の達成状況、災害の発生状況等を考慮すること

高めに設定しつつも実現可能なものを設定すること

☞ 安全衛生活動の進捗状況、達成度合いの把握・評価のしやすさを考慮すると、数値化した目標を設定しておいたほうが管理しやすい。

数値化した目標とは、

- 機械設備の安全化の推進 ☞ 機械設備全数の自動化
- ☞ 工程全ての安全カバーにインターロック設置
- リスクアセスメントの推進等 全作業工程のリスクアセスメントの実施(見直し)
- SDSの確認に基づく全ての化学物質の把握及びリスクアセスメントの実施
- 作業環境の改善 ☞ 騒音発生源の防音囲いで騒音レベルを80 dB以下に
- 健康管理の充実 ☞ 健診結果有所見者の再検実施率を100%に
- 安全衛生教育の実施 ☞ 安全衛生教育受講率100%
- ヒヤリハット報告の活性化 ☞ ヒヤリハット報告 件以上の提出 など

## 5 推進計画の策定

安全衛生の基本方針、安全衛生管理上の問題点等を踏まえて、安全衛生目標を達成するための安全衛生管理推進計画を策定する。計画の策定に当たっては、目標達成のために労使一丸となって取り組むことができ、安全衛生水準の向上に実効性のある計画内容が求められる。

重点実施事項は、その年度の事業場における安全衛生活動のキーポイントとなるものであり、安全衛生の基本方針と安全衛生目標に示された経営トップの強い意志を反映した行動内容の原点である。過年度に実施した安全衛生活動の実績を参考にし、本年度はどのような安全衛生活動を重点的に取り組むかについて決定する。重点実施事項を決定する際には、機械設備の新規購入や改善に要する予算措置、安全衛生活動を行う上での人材確保、実施時期など、実行可能性についても検討する必要がある。

また、重点実施事項を具体化した具体的実施項目を策定し、一年間の安全衛生活動の全体像を形づくる。実施項目ごとに「誰が・何を・いつまでに・どのように」実施するのかを具体的に決定する。

## 6 労働者の意見の反映

事業場において効果的な安全衛生活動を行うためには、労働者の理解と協力が不可欠であり、目標の設定、安全衛生推進計画の策定等の際には、労働者の意見を聴取し、これを反映することが必要である。

例えば、安全衛生委員会 職長会議 朝礼 ミーティング 等を労働者から意見集約する場として活用するとよい。

## 7 推進計画の承認

策定した安全衛生管理推進計画については、安全衛生の最高責任者である経営トップ、工場長等から承認を得て、事業場における経営活動の一環として推進計画に基づいた安全衛生活動を展開していく。

## 安全衛生管理推進計画を策定したら

### 1 労働者への周知

安全衛生管理推進計画の内容、趣旨を労働者に周知し、理解させることによって労使一丸となった安全衛生活動を展開する。そのため、計画内容や用いられる語句は、簡潔で分かりやすいものが望ましい。

- ☞ 周知方法の例 ・ 朝礼、職場ミーティング等で内容説明
- ・ 社内掲示板、従業員用休憩室、各職場等に掲示
- ・ 文書配布、社内通信に掲載 など

### 2 安全衛生計画の実施 ~ 活動状況の把握・点検

実施した安全衛生活動については、活動内容を記録として保存し、安全衛生活動状況を把握しておく。

また、安全衛生目標の達成度、推進計画に対する進捗状況を定期的に点検することにより、的確な安全衛生活動に結び付ける。

- ☞ なぜ、活動内容を記録に残す？
- ・ 担当者に変更があっても、継続的な活動を行うことができる
- ・ 過去の失敗・成功例を現在、未来への教訓とすることができる（安全衛生技術の継承）
- ・ 客観的に評価、比較ができる
- ・ 目に見える安全衛生管理ができる

### 3 活動内容の見直し、改善

点検結果から、問題点の洗い出しを行い、今後に向けての改善策を検討する。

安全衛生活動状況に対する点検、見直しが確実に行われるよう、あらかじめ点検、見直しを行う担当部署、実施時期、実施方法について決めておくが良い。

## 計画を策定する上での留意事項

具体的で分かりやすく実行可能なものであること

計画倒れにならないこと

マンネリ化を防ぐこと（とはいえ、継続は力なり）

現場（労働者）の意見が反映されていること

労働災害を防止するために有効で継続性のある対策であること

本社、支店等それぞれの計画の基本方針や取組みに一貫性があること（ただし、個別の問題点等は異なることはあり、本社等による形式的な一括作成で支店等では計画の有無すら知らない等ということでは本末転倒）

### 安全衛生管理推進計画書を提出する際の留意事項

「安全衛生管理推進計画書」は1部ご提出いただければ結構です。5月31日（月）までに山形労働基準監督署あてご提出ください。提出は郵送でも構いませんが、事業場控えに監督署の受付印を希望される方は、コピーを同封の上、返信用封筒もご準備ください。

## 年間計画の取組例

重点実施事項	具体的実施項目
安全衛生管理体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 管理監督者の安全衛生に関する責任と権限を明確にした安全衛生管理規程等の整備</li> <li>(2) 総括安全衛生管理者、安全・衛生管理者、産業医、安全衛生推進者、安全推進者等の適正な選任、安全衛生管理スタッフの充実と職務の励行及び生産ライン等との連携強化</li> <li>(3) 安全衛生委員会の定期開催と活動の活性化</li> <li>(4) 構内下請事業場や派遣労働者を含めた総合的な安全衛生管理の推進</li> <li>(5) 建設業における適切な安全衛生管理体制の確立等</li> </ul> <p>イ 元方事業者、関係請負人が一体となって安全衛生管理（統括管理）を推進する体制の確立</p> <p>ロ 店社安全衛生管理者等による現場に対する指導援助体制の確立</p>
労働安全衛生マネジメントシステムに基づくリスクアセスメントの実施による危険・有害性等の把握及び低減措置の実施等	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) リスクアセスメントの実施体制・規程整備等</li> <li>(2) 機械設備、原材料、作業方法等の新規採用、変更時等に際してのリスクアセスメントの実施</li> <li>(3) 建設物の設置、移転、解体時等に際してのリスクアセスメントの実施</li> <li>(4) 化学物質に係るリスクアセスメントの実施</li> <li>(5) P D C A サイクルによる計画的な安全衛生活動の展開</li> </ul>
各段階における安全衛生教育の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 安全衛生教育計画の策定</li> <li>(2) 安全衛生教育担当者の養成</li> <li>(3) 安全・衛生管理者等に対する能力向上教育の実施</li> <li>(4) 職長教育の実施</li> <li>(5) 危険有害業務従事者等に対する安全衛生教育の実施</li> <li>(6) 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務における有資格者の計画的養成、充足</li> <li>(7) 建設機械、移動式クレーン等の使用現場における関係者に対する安全教育の実施</li> <li>(8) 教育実施状況の管理体制の充実</li> </ul>
作業者の安全衛生意識の高揚	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害事例の分析、具体的な災害防止対策の樹立及びその周知徹底</li> <li>(2) 4 S 活動、危険予知活動、ヒヤリ・ハット活動、安全改善提案制度等の安全衛生活動の導入・活性化</li> <li>(3) 安全朝礼、ツールボックスミーティングの実施</li> <li>(4) 「安全の日」等の設定</li> <li>(5) ポスター、標語等の募集・掲示</li> <li>(6) 家庭に対する協力の呼びかけの実施</li> <li>(7) 「STOP！転倒災害プロジェクト」「STOP！熱中症クールワークキャンペーン」「全国安全週間」「全国労働衛生週間」「山形ゼロ災運動」「冬の労災をなくそう運動」などへの積極的な取り組み</li> </ul>
生産設備の安全化	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生産・荷役・重機等の機械、電気・化学設備等、そのレイアウトなどについての安全点検等の実施及びその結果に基づく改善（改修、新設、代替など）</li> <li>(2) 機械設備の本質的安全化の促進及び定期（特定）自主検査、点検整備の実施</li> <li>(3) 安全点検責任者の選任、点検記録簿の保存等、管理体制の充実</li> </ul>

安全作業手順（マニュアル）の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 機械設備の運転操作、点検、修理及び運搬に係る安全作業手順の整備</li> <li>(2) 非定常作業に係る作業手順の整備</li> <li>(3) 機械化、自動化、新原材料の導入等に伴う作業手順の見直し</li> <li>(4) 建設機械、クレーン等の安全な作業計画の策定、建設機械等による用途外使用の禁止の徹底</li> </ul>
<p>労働衛生管理の推進</p> <p>(1) 作業環境管理に関すること</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 安全データシート（SDS）の収集管理に基づく化学物質の把握・管理体制の整備</li> <li>ロ 有害性の低い原材料への変更、取扱い作業の廃止（有害物質の排除・代替化の促進）</li> <li>ハ 有害なガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏、騒音等の有害要因にさらされる職場への作業環境測定の実施及びその結果に基づく作業環境の改善</li> <li>ニ 局所排気装置、除じん装置、廃液処理装置等の機能の定期自主検査及び改善措置の実施</li> <li>ホ 換気、採光、照明等の状態の点検及び改善措置の実施</li> </ul>
(2) 作業管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 自動化、省力化等による作業負担の軽減の促進</li> <li>ロ 作業の動作、姿勢、速度、継続時間等の作業方法の調査、分析及びその結果に基づく作業方法の改善</li> <li>ハ 作業管理のための各種作業指針の周知徹底</li> <li>ニ 適切な保護具等の着用状況の確認と保守管理体制（保護具着用管理責任者の選任）の充実</li> <li>ホ 休憩、休養設備の点検、整備、充実</li> </ul>
(3) 健康管理に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>イ 産業医等との連携強化</li> <li>ロ 健康診断の実施と健診結果に基づく事後措置の徹底</li> <li>ハ 心とからだの健康づくりの実施、体制整備</li> <li>ニ メンタルヘルス対策の充実</li> <li>ホ ストレスチェックの実施と集団分析結果等を活用した職場環境等改善の推進</li> <li>ヘ 健康相談窓口・体制の整備・周知</li> <li>ト 受動喫煙防止対策の推進</li> </ul>
高年齢労働者の安全衛生対策の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ エイジフレンドリーガイドラインに基づく各種取組み <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理体制の確立、健康状態・身体機能等の確認等</li> <li>・作業箇所の障害物排除、機械設備、照明、音量、暑熱等作業環境の改善</li> <li>・重量軽減など作業方法、作業配置等の改善・配慮</li> <li>・作業内容の見直し（マッチング）、手順の確立及び適切な作業指揮の実施並びに安全衛生教育の実施</li> <li>・転倒等リスク評価セルフチェック票、エイジアクション100の活用</li> </ul> </li> </ul>
交通労働災害防止活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交通労働災害防止のためのガイドラインに基づく管理体制の確立（交通労働災害防止担当管理者の選任など）</li> <li>(2) 適正な労働時間等の管理及び走行管理の徹底</li> <li>(3) 交通労働災害防止担当管理者、運転者等に対する教育の実施</li> <li>(4) 交通労働災害防止に対する意識高揚のための取り組み</li> </ul>
快適な職場環境の形成の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 作業環境の管理</li> <li>(2) 作業方法の改善</li> <li>(3) 労働者の心身の疲労の回復をはかるための施設、設備の整備</li> <li>(4) その他施設・設備の維持管理</li> </ul>
労働時間等労働条件適正化の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 労働時間の適正な把握の徹底</li> <li>(2) 時間外・休日労働の削減のための過重労働防止対策</li> <li>(3) 長時間勤務労働者に対する医師による面接指導の実施体制の整備及び健康管理の徹底</li> </ul>